

## 2 大田 勤 議員



- 1 円山線廃止に伴う交通弱者をノッタラインの路線拡大で救済を
- 2 岩内町の第7期の介護保険制度とその事業について
- 3 町子ども・子育て世帯への取組みについて
- 4 教育行政執行方針に掲げる9年生の小中一貫校教育では事態の解決ではなくむしろいじめ不登校事態の悪化を招く

### 1 円山線廃止に伴う交通弱者をノッタラインの路線拡大で救済を

私は日本共産党議員団を代表して町政に対する一般質問を行います。

まず、最初に、円山線廃止に伴う交通弱者をノッタラインの路線拡大で救済についてお伺いいたします。

町政執行方針で町長は、岩内リゾート開発や広域交通アクセスの整備、再生可能エネルギーの検討など地域を変える転換期、自立的な地域経営による本町の輝かしい未来の創生に向けて行動しなければならないと結んでいます。

今年、3月31日をもって北海道中央バス株式会社で運行している岩内円山線が路線廃止となります。円山地域の四季折々の自然や地域から展望する素晴らしい町の景色にひかれて移住した住民がこの町から札幌に転出を余儀なくされています。唯一生活を支える足となるバスの廃止が自然の素晴らしさや地域住民の温かさにひかれた定住から高齢で運転免許も無く唯一の交通手段のバスがなくなり住むことができないとアリスの里から転出に至るものです。

町としては岩内リゾート開発など円山地域を変える転換期と開発を支援をしているが、この円山線廃止による地域住民の足を守るためにどのような対応をしてきたのか。

岩内円山線乗合バス運行費補助300万円を一般会計で補正していますが、北海道中央バス株式会社の運行継続に望みはないのですか。

岩内町の公衆浴場がなくなってから町が福祉センターを公衆浴場の代替施設として65歳以上を対象に週5日、土日、祝日を除いて11時から3時まで施設の開放をしています。

多くの住民に喜ばれていますが時間的な制限と祝日や土日が利用できないため円山地域の温泉施設を利用します。

現在はグリーンパークいわないのバスが町内を循環し温泉利用者を運んでくれ

ますが、サンサンの湯、いわない高原ホテル、いわない温泉おかえりなさい、いわない温泉高島旅館などへの入浴利用等のためのバス利用はできません。

また、円山地域で温泉ばかりではなく、町が健康増進もかねた施設、森林公園の散策、増設を計画しているパークゴルフ利用なども足が遠のきます。

住民の移動手段がなくなることに危機意識は生まれませんか。

現在運行している地域公共交通ノッタラインは円山線廃止に伴い、今まで北海道中央バス株式会社路線と競合していることから野東、相生などが路線に入れることができずノッタラインを利用したい地域住民は不便を強いられてきたものですが、この地域の路線拡大と併せて、円山地域を一巡する路線を新設することを考えるべきではないのか。

千葉県我孫子市では、無料送迎バスの運行に病院や教習所等送迎バスの活用をしています。

平成17年3月より、高齢者や障害者の買い物や通院、駅や公共施設までの足として、市内の病院や自動車教習所、大学、市の福祉施設の送迎バスを施設利用者以外でも無料で利用するように運行サービスが行われています。

円山地域を一巡するノッタラインがすぐに運行できないのであれば、現在、住民の入浴を善意でカバーして頂いているグリーンパークいわないのバスとノッタラインをジョイントさせ、そこから円山地域を一巡する路線など考えられませんか。

グリーンパークいわないを終点にしてしまうとサンサンの湯、高島旅館、高原ホテルへの入浴等もできません。またパークゴルフや森林公園・オートキャンプ場、荒井美術館への散策に利用できませんから円山循環道路を一巡する路線が必要です。

こうしたノッタラインと民間会社との共同で路線を守ることはできませんか。

円山線廃止に伴う補助金が今年度から計上されませんが、今まで北海道中央バス株式会社・円山線継続のために組んでいた予算を活用し、住民の足を確保するための施策を共同で考えるべきではないのですか。

観光振興対策では、円山エリアにおける観光資源として、一元的に管理運営を行うオートキャンプ場とパークゴルフ場は、周辺の温泉旅館等との連携強化に向けた組織づくりや効果的な事業運営について検討を進めるとしています。

観光開発を推し進める岩内町として円山への集客をどのように検討するのか。

バス運行の見通しがなくても集客は可能と考えているのか。

岩内リゾート開発は裕福な観光客を対象に事業の展開を進めるのかもしれないが、冬場の岩内町の住民がスキーなどを楽しむためには移動する手段が必要です。子供や交通手段を持たない住民への対応は町として考えているのですか。

現在、75歳以上のドライバーの認知症対策が強化された2017年3月の改正道交法施行から同年末までの間、運転免許更新時などの検査で4万6,911人が医師の診断が必要な認知症の恐れと判断され、判定後、再受験を申し出て判定結果が改善したのは14.4%にあたる6,740人。自主返納したのは1万1,053人でした。

岩内町における平成29年の65歳以上の高齢者は4,604人。総人口の35.5%を占めますが自主返納したくても自家用車に代わる交通手段がなければ返すことができません。

免許証の自主返納や免許の更新ができない住民が増えてくると予想される中、円山エリアの多彩な観光資源を生かすためにもその移動手段・移送手段を町とし

で考える必要があるのではないのか。

観光振興対策でもスキー場を核としたリゾート開発、円山エリアにおけるオートキャンプ場、18ホールから36ホールへ増設をするパークゴルフ場、森林公園、荒井美術館、岩内温泉など町民や観光客が訪れます。

町内路線網の検証については、再編の実施などを岩内町と運行事業者がコミュニティバスの停留所別乗降調査や利用者ニーズ調査等により毎年検証し、必要に応じて路線やダイヤ、料金等について見直しを実施する。

また、運行事業者と既存路線に係る運行形態等の適切性について協議を進めるとあります。

協議は直近でいつ開かれたのか。

その時には円山線の廃止に伴いどのような代替・対策などの話し合いが行われたのか。

路線拡大について年2回程度、毎年検証し、必要に応じて路線やダイヤについて見直しを実施すべきではないのか。

自立的な地域経営による町の輝かしい未来の創生に向けて行動し住んでよかったと思える町に全力を注ぐ決意というのであれば、まず、岩内町が気に入って転入してきた住民が、安心して住み続けられる町にするため全力を注ぐことが求められているのではないのか。

答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

円山線廃止に伴う交通弱者を、ノッタラインの路線拡大で救済を、について13項目のご質問であります。

1項めは、町としては岩内リゾート開発など円山地域を変える転換期と開発を支援しているが、この円山線廃止による地域住民の足を守るためにどのような対応をしてきたのか、についてであります。

路線廃止に伴う今後の対応につきましては、観光振興の観点では、今後、円山エリアにおけるリゾート開発により、外国人旅行者の増加も期待される中で、路線バスに変わる、新たな交通形成の検討も必要であると認識しており、円山周辺の温泉施設をはじめ、イワナイリゾート、観光協会などと、意見・要望を共有する連携会議を設置するなど、対応してまいりたいと考えております。

2項めは、岩内円山線乗合バス運行費補助300万円を一般会計で補正していますが、北海道中央バス株式会社の運行継続に望みはないですか、についてであります。

これまで町においては、バス事業者からの要請に応じ、運行赤字の一部を補助してきており、その割合は、平成28年度の実績ベースでは、赤字全体の約45%となっております。

バス事業者との協議の中では、仮に町から100%の補助があったとしても、現状の利用実態に加え、乗務員や車両の確保などの問題から、運行を継続していくことは困難であると伺っております。

3項めは、住民の移動手段がなくなることに危機意識は生まれないのですか、についてであります。

岩内円山線の廃止につきましては、路線バスとして果たすべき利用人員が僅少であることなどから、民間事業者として存続は困難であると判断したものであり、やむを得ないものと考えております。

4項めは、ノッタラインの野東、相生地域の路線拡大と併せて、円山地域を一巡する路線を新設することを考えるべきではないのか、についてであります。

野東・相生地域の路線拡大につきましては、ノッタラインの運行ルートを決定する際、岩内円山線の一部区間、相生から野東団地までを外した経緯があるため、これらの地域につきましては、今後、住民ニーズを分析し、ルート見直しを含め、別途、岩内町地域公共交通活性化協議会にて、検討してまいりたいと考えております。

また、円山地域を一巡する路線の新設につきましては、円山周辺の温泉施設をはじめ、イワナイリゾート、観光協会などと、意見・要望を共有する連携会議を設置するなど、対応してまいりたいと考えております。

5項めは、円山地域を一巡するノッタラインがすぐに運行できないのであれば、現在、住民の入浴を善意でカバーして頂いている、グリーンパークいわないのバスと、ノッタラインをジョイントさせ、そこから円山地域を一巡する路線など考えられないか、についてであります。

ノッタラインとの接続につきましては、町としても役場庁舎やバスターミナルを起点とした接続について、グリーンパークいわないに話した経緯もあり、今後、連携会議を設置した際に、検討してまいりたいと考えております。

6項めの、グリーンパークいわないを終点にしてしまうとサンサンの湯・高島旅館・高原ホテルへの入浴等もできません、また、パークゴルフや森林公園

・オートキャンプ場・荒井美術館への散策に利用できませんから、円山循環道路を一巡する路線が必要です、こうしたノッタラインと民間会社との共同で路線を守ることはできませんかと、7項めの円山線継続のために組んでいた予算を活用し、住民の足を確保するための施策を共同で考えるべきではないか、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

円山地域を一巡する路線につきましては、円山周辺の温泉施設をはじめ、イワナイリゾート、観光協会などと連携会議を設置するなど、対応してまいりたいと考えております。

8項めは、観光開発を推し進める岩内町として円山への集客をどのように検討するのか、バス運行の見通しがなくても集客は可能と考えているのか、についてであります。

バス路線廃止に伴う今後の対応の一つとして、観光振興の観点では、今後、円山エリアにおけるリゾート開発により、外国人旅行者の増加も期待される中で、路線バスに変わる、新たな交通形成の検討も必要であると認識しております。

そのためには、今後の需要予測とともに、旅行者のニーズを把握していくことが必要であり、加えて円山周辺の各施設との連携も必要であることから、関係者で組織する連携会議を設置するなど、路線バスに変わる、新たな交通形成のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

9項めの、冬場の岩内町の住民がスキーなどを楽しむためには移動する手段が必要です、子供や交通手段を持たない住民への対応は町として考えているのかと、10項めの、免許証の自主返納や免許の更新ができない住民が増えてくると予想される中、円山エリアの多彩な観光資源を生かすためにも、その移動手段・移送手段を町として考える必要があるのではないのか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

先ほど、ご答弁申し上げたとおり、関係者で組織する連携会議を設置する中で、路線バスに変わる、新たな交通形成のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

11項めは、運行事業者との協議は直近でいつ開かれたのか、その時には円山線の廃止に伴いどのような代替・対策などの話し合いが行われたのか、についてであります。

ノッタラインの運行事業者との直近の協議につきましては、運行事業者を含めた第15回岩内町地域公共交通活性化協議会を平成30年1月15日に開催し、運行事業者の今後の改善点として、岩内円山線の廃止による町内の一部において公共交通の空白地域が生じることから、住民ニーズを分析し、運行ルートの改正を検討する旨を議題とし、今後の運行ルート見直しにあたっては、協議会の中で審議するよう協議を行っております。

12項めは、路線拡大について、年2回程度、毎年検証し、必要に応じて路線やダイヤについて見直しを実施すべきではないのか、についてであります。

ノッタラインの路線やダイヤの検証・見直しにつきましては、本格運行開始から1年が経過し、時間帯による便数や乗降停留所の傾向を把握できたことから、今後、岩内町地域公共交通活性化協議会において、現状の1台体制、運行補助金の増加、ハイヤー・タクシー事業者への影響などを勘案し、持続可能な地域公共交通の観点から、協議してまいりたいと考えております。

13項めは、岩内町が気に入って転入してきた住民が、安心して住み続けら

れる町にするため全力を注ぐことが求められているのではないのか、について  
であります。

私の町づくりの最終目標は、町民の皆様が住んで良かったと思える町になる  
ことであり、そうなるよう、町政執行方針で申し上げたとおり、活力ある産業  
基盤づくり、住みよい町づくり、安心して暮らせる町づくり、心豊かな人と文  
化を育む町づくりに掲げた各種の対策について、全力で取り組む決意でありま  
す。

## < 再 質 問 >

円山線について、町長の答弁は、路線バスに変わる新たな交通形成の検討も必要であり連携会議を設置するなど対応してまいるとしてはいますが、現在、岩内町から離れなければならない住民への対応なども含めてどういう対応を今までしてきたのか。

今後、連携会議で対応するのは必要ですが、廃線までの町の対応が見えません。どう対応してきたのですか。

グリーンパークいわないと話した経過もあり、グリーンパークの反応はどうだったのか。円山周辺の温泉施設をはじめ、こうしたグリーンパークバス運行をどのような反応があったのかお聞きします。

岩内町地域公共交通網形成計画の中では、交通事業者・関係団体等ヒアリング調査があります。中央バス会社では、今後の公共交通に対する考え方などを聞いています。岩内円山線は、温泉地区までの運行をやめて、違う循環線の形態とすることも考えられる。岩内協会病院、ラッキー、ホームック、マックスバリュ、ツルハ、しまむらといった商業施設といった住民ニーズが高いと思われる施設を結ぶ路線、岩内町だけではなく共和町とも一体で考えてくれればデマンドバスのニーズはあるのでは。

デマンドバスの運行には実績があり、実証運行なども含めていろいろ協力は惜しまない。岩内町では一部共和町も含めて循環型のデマンドバスを考えてもよいのではないかと、こうしたことを中央バスとの協議の中で話し合われたのか。

住民ニーズは必要としています。いつ連携会議を設置するのですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

円山線廃止に伴う交通弱者を、ノッタラインの路線拡大で救済を、について、4項目のご質問であります。

1項めは、住民への対応なども含めて、どういう対応を今までしてきたのか、についてであります。

岩内円山線の廃止につきましては、路線バスとして果たすべき利用人員が僅少であることなどから、民間事業者として存続は困難であると判断したものであり、これまでの対応といたしましては、バス事業者の責任において、バス停やバス車内などへの案内掲示のほか、円山周辺の温泉施設に対しては、個別に事前説明を実施してきたと伺っております。

2項めの、グリーンパークいわないに話した反応および円山周辺の温泉施設の反応についてであります。

グリーンパークいわないにつきましては、運転手の確保などから、現状では困難であると伺っております。

また、円山周辺の温泉施設につきましては、バス事業者が実施した、個別の事前説明において、路線バスの廃止に関しては、おおむね理解は得られたと、伺っているところであります。

3項めは、岩内町地域公共交通網形成計画、交通事業者・関係団体等ヒアリング調査中央バス株式会社で、今後の公共交通に対する考えなどを聞いています。こうしたことを中央バスとの協議の中で、話し合われたのか、についてであります。

協議につきましては、第15回岩内町地域公共交通活性化協議会を開催し、岩内円山線の廃止による町内の一部において公共交通の空白地域が生じることから、今後の運行ルート見直しについて、協議会の中で審議するよう協議を行っております。

4項めは、いつ連携会議を設置するのか、についてであります。

連携会議につきましては、できるだけ早い時期に円山周辺の各施設と、ヒアリングを行い、設置に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。



## ＜ 再々質問 ＞

連携会議については、できるだけ早い時期に円山周辺の各施設とのヒヤリングを行い、設置に向けた準備を進めるとの答弁ですが、早い時期とは数カ月以内にと考えています。

設置に向けた準備では対応が遅れます。

住民は急いでいます。

中央バスの前向きな対応も含めて、協議会の中で話し合い、交通弱者の足を守るため、移動・移送の方法に全力を注いでいただきたいと指摘しておきます。

※円山線廃止に伴う交通弱者をノッタラインの路線拡大で救済をの再々質問については、指摘であるため、町長答弁はしておりません。

## 2 岩内町の第7期の介護保険制度とその事業について

いま65歳以上の方々の生活は、灯油や野菜の高騰、年金の引き下げなどで深刻さを増しています。

議案第20号は、第1号被保険者の保険料を値上げし、その期間を平成30年度から平成32年度とするとしています。

保険料が10.7%から10.9%もの値上げになっていますが、その理由は、区分の第1段階から第9段階の人数分布は。

保険料を滞納している方への町の対応は。

町民にとっては、消費税の引上げと国民健康保険税の7期への変更が迫る中、町は介護給付費準備基金や財政調整基金などを使い、保険料の値上げは避けるべきではありませんか。

少なくとも、ほぼ一律の約11%の保険料の値上げではなく、低所得者への値上げ率は下げるべきではありませんか。

国は、要介護1、2に認定された人を介護保険から外すことを2019年度末までに検討するとしています。介護保険制度はありますが、介護保険料をたとえ支払っていたとしても、介護保険を利用できづらくしています。

訪問介護で、国は、生活援助の資格が130時間の初任者研修を60時間の試行研修の結果をもとに研修時間・カリキュラムなどを決めるとしています。同時に生活援助の基本報酬を2単位引き下げるとしています。また、この10月から、訪問回数が一定数を超えるケアプランをケアマネージャーが市町村に届け出ることが義務づけられます。届け出対象となる訪問回数は、国が年1回定めます。ほぼ1日1回を超えれば届け出対象になります。

これらによってもたらされる岩内町の介護事業と介護を必要とする方々への影響は。

デイサービスは、基本報酬が大幅に引き下げられ、同時に一定期間内の利用者で、食事、入浴、歩行などの日常動作が改善された度合いで成功報酬を加算する制度になっています。

これでは機能訓練に偏重した報酬改定で、収益確保が困難なもとで、認知症の人や身体機能の改善が見込まれない人へのサービス提供拒否など、利用者の選別になるのではないですか。町はどのように対応しますか。

昨年改訂された介護保険法で、自治体の自立支援、介護給付費適正化などに関する取り組みを、国が指標を定めて評価し、交付金を支給する仕組みが導入されました。市町村むけの行政活動の評価指標には要介護認定等基準時間の変化や要介護認定の悪化した人の変化が盛り込まれています。

岩内町は、介護保険からの卒業の強要や介護認定の厳格化、窓口での門前払いなどに繋がっていませんか。また、国のこの施策に対してはどのように対応していますか。

昨年の4月から総合事業は、市町村で実施され、要支援の人が利用する訪問・通所介護は、保険給付ではなく市町村の事業の対象になりました。

岩内町では、2017年度で介護認定調査を受けた人数は。

要支援1、要支援2、要支援にならなかったそれぞれの人数は。

利用されている主な支援はどのようなことが多いですか。

利用抑制のためのケアプランの見直しなどで支援が打ち切られて状態が悪化す

るなどの事例は起きていませんか。

百以上の自治体で、事業所への報酬の引き下げなどで総合事業の運営難に直面している中、岩内町の総合事業の運営の課題は。

福祉用具貸与価格に上限を商品ごとに設定して、上位16%が保険給付の対象から外れる見込みです。貸与価格が上限額を超えれば、利用者の負担になります。

岩内町の支援を必要とする人にとっても、福祉用具はトイレや入浴、外出など、利用者の自立した生活の支援に、介護者の負担軽減に大きな役割を果たしているものです。

福祉用具を使いたくても経済的に使えない方々への対応は。

2018年度の国の第7期の介護保険事業計画が策定され、岩内町議会には新たな介護保険料が提案されています。国は、自立支援の名の下に、生活支援の介護報酬を引き下げ、利用回数の多い頻回利用者は、地域ケア会議にかけるなどして利用を抑えようとしています。

支援を必要としている人に、十分な支援を、また安定的な事業の運営と担い手の処遇が保障される報酬になっているのかなど、介護の社会化にふさわしい介護事業の見直しが今、必要だと思いますが、町の介護事業への姿勢は。

答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

岩内町の第7期の介護保険制度とその事業について、15項目のご質問であります。

1項めは、保険料の値上げの理由についてであります。

今回の第7期介護保険事業計画の第1号被保険者における介護保険料の設定は、平成30年度から平成32年度までの高齢者人口及び要介護等認定者の推移、介護給付等対象サービスの見込量などのほか、国からの調整交付金の交付割合等を基に、保険料を定めております。

また、これらの推移・見込みのほか、第1号被保険者負担割合の増や介護報酬改定率の増、さらには、平成31年10月に予定されております消費税率の引き上げによる介護給付費等の増を勘案し、基準段階の保険料を月額6,100円としたところであります。

2項めは、区分の第1段階から第9段階の人数分布についてであります。

第7期計画の最終年度となる平成32年度の人数分布でお答えさせていただきますが、第1号被保険者数を4,558人と推計し、第1段階は1,517人、第2段階は597人、第3段階は436人、第4段階は410人、第5段階は364人、第6段階は553人、第7段階は339人、第8段階は169人、第9段階は173人であります。

3項めは、保険料を滞納している方への町の対応についてであります。

介護保険料の滞納者については、法令の規定に基づき対応しておりますが、まずは現状を把握するため、滞納している被保険者等と面談し、分割による納付の相談を行うなど、個々の事情に即した滞納の解消に努めているところであります。

4項めは、介護給付費準備基金や財政調整基金などを使い、保険料の値上げは避けるべきではありませんか、についてであります。

今回の保険料改定に伴い、平成29年5月末の介護保険給付準備基金約5,000万円のうち、4,120万円を取り崩し、引き上げ率を抑制しているところであります。

また、財政調整基金は、一般会計の財源に不足が生じたときの財源を積み立てるための基金であり、一般会計からの繰り入れについては、介護保険法に定める負担割合に基づき、適正に繰り入れをしているところであります。

5項めは、ほぼ一律の約11%の保険料の値上げではなく、低所得者への値上げ率は下げるべきではありませんか、についてであります。

介護保険料の設定にあたっては、政令の規定に基づき、所得等に応じた段階ごとに、基準額に対する割合を定める必要があります。

この基準額に対する割合について本町の場合は、国の介護保険第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化として、第1段階区分を0.5から0.45に引き下げ、また、政令の規定により、第2段階のみ基準額に対する割合を変更することができることから、町独自として、第2段階区分を国基準0.75を0.65に引き下げており、低所得者の保険料の軽減を図っているところであります。

6項めの介護報酬改定における各サービス毎の改定事項で、町の介護事業と介護を必要とする方々への影響は、と、7項めの機能訓練に偏重した報酬改定で、認知症の人や身体機能の改善が見込まれない人へのサービス提供拒否など、

利用者の選別になるのではないですか、町としてどのように対応しますか、については関連がありますのであわせてお答えいたします。

今回の介護報酬の改定は、ご質問にあります訪問介護、デイサービス等を含め、様々な提供サービスにおいて単位の改定が行われ、4月及び10月から施行されます。

このことにより、個々のサービスを受けた場合の被保険者への影響及び町における介護報酬への影響としては、今回の介護報酬の改定率0.54%程度の増となるものと推測しておりますが、サービスを必要としている方に対しては、その方に応じた適切なサービスを提供するよう、これまで同様対応してまいります。

8項めは、昨年改訂された介護保険法で、介護保険からの卒業の強要や介護認定の厳格化、窓口での門前払いなどに繋がっていませんか、また、この国の施策に対してはどのように対応していますか、についてであります。

これまで、新規にサービスを必要とする方々に対しては、自宅等に訪問し、身体の状態等を確認させていただき、まずは要介護・要支援認定等審査の申請を勧奨しており、また、要支援と認定されなかった場合は、町の在宅生活支援条例で定めている各種サービスを利用して頂くこととしていることから、支援が必要な被保険者へのサービスの提供を十分に行えるよう配慮しているところであります。

9項めは、2017年度で介護認定調査を受けた人数についてであります。

平成30年1月末現在で、国に報告している人数では、認定却下を含む第1号被保険者及び第2号被保険者を合わせ、979人となっております。

10項めは、要支援1、要支援2、要支援にならなかった人数についてであります。

平成29年4月1日から平成30年3月6日までの数字となりますが、更新申請をされた方で、要支援1から非該当となった方は、0人、要支援2から要支援1となった方は33人、新規で介護認定を申請された方で、要支援にならなかった方は2名となっております。

11項めは、利用されている主な支援はどのようなことが多いですか、についてであります。

在宅で介護予防サービスを受けている方々が利用しているサービスは、主に通所リハビリテーションや訪問介護、通所介護となっております。

12項目は、利用抑制のためのケアプランの見直しなどで、支援が打ち切られて状態が悪化するなどの事例は起きていませんか、についてであります。

当町においては、サービスを必要とする方に対し、適切なサービスが受けられるよう、要介護・要支援認定等審査で要支援に認定されなかった場合でも、町在宅生活支援条例において、生活支援指導訪問事業や生きがい活動支援通所事業などを利用できるよう規定していることから、ご質問にある事例はないと、承知しております。

13項めは、事業所への報酬引き下げなどで総合事業の運営難に直面している中、岩内町の総合事業の運営の課題は、についてであります。

この度の介護報酬の改定では、自立支援・重度化防止に資する訪問看護を推進・評価する観点から、訪問介護事業所の経営実態を踏まえたうえで、身体介護に重点をおき基本報酬の単位数を上げており、一方では、生活援助中心のサービスの単位数を下げるなどの、提供するサービスの多くにおいて改定が行わ

れており、今後、町内の介護サービスにどれほどの影響がでるかは、想定できる段階ではないことから、今後、注視が必要であると考えておりますが、全体的な問題としては、町内の事業所に限らず全国レベルでの問題である人手不足であると考えております。

14項めは、貸与価格が上限額を超えれば、利用者の負担となり、福祉用具を使いたくても経済的に使えない方々への対応は、についてであります。

福祉用具の貸与価格の上限設定については、適正な貸与価格を確保するために設定されるものであり、同一商品でありながら、貸与事業者ごとに、仕入れ価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるため、国が商品毎に貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表することとしており、平均的な貸与価格に設定されているものについては、これまでと同様の価格で、福祉用具の貸与を受けることができるものと考えております。

15項めは、支援を必要としている人に、十分な支援を、また安定的な事業の運営と担い手の処遇が保障される報酬になっているのかなど、介護の社会化にふさわしい介護事業の見直しが今、必要だと思うが、町の介護事業への姿勢は、についてであります。

国における、福祉施設に従事する介護職などの処遇改善や自立支援・重度化防止に関し身体介護に重点をおく介護報酬の改定は、持続可能性の確保を図り、一層のサービスの質の向上を目指し、その実態に沿った対策と措置を講じるための介護報酬の改定であると認識しております。

また、町としては国の方針に基づき第8期 岩内町高齢者保健福祉計画、第7期岩内町介護保険事業計画を3月末までに策定することとしておりますが、町としましても、可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

## ＜再質問＞

介護保険料については、区分1段階の方が33.28%を占めていて、10.7%の保険料の増額は大変厳しいことが予想されますので、しかるべき委員会で質問して正していきます。

※岩内町の第7期の介護保険制度とその事業についての再質問については、指摘であるため、町長答弁はしておりません。

### 3 町子ども・子育て世帯への取組みについて

2017年10月、安倍首相は、すべての子どもたちの幼稚園や保育園の費用を無償化すると表明し総選挙をたたかいましたが、無償化の時期は消費税の引上げの時期との関係で増収額に合わせて、としています。保育士の処遇改善も不十分で、保育の質を引き下げて待機児対策をすすめるようとしていて安全で安心な保育をとという保護者の願いには程遠いものです。

岩内町の東山保育所、中央保育所、西保育所について  
平日の早朝と夕方の保育時間の延長はどのくらいですか。

時間延長のための職員の勤務時間への取組みは。

それぞれの保育所の職員と臨時保育士の人数は。

それぞれの臨時保育士さんの保育士資格はありますか。

職員の給与の平均額と臨時保育士さんの給与の平均額は。

保育士や臨時保育士への研修はどのように行われていますか。

中央保育所で実施している土曜交流保育について伺います。

時間帯は何時から何時までですか。

この保育を利用している平均の人数は。

職員と臨時保育士さんの人数は。

この保育を利用している保護者は、どのような職業が多いですか。

土曜日が休みの保護者は、3ヶ所の保育所ではおよそ何世帯いますか。

土曜日が休めない保護者にとっては、迎えができないために土曜保育の利用をしていない保護者はいますか。

土曜保育の利用者でも、夕方までは他の方々に頼んでいる保護者がいますか。

土曜保育の利用者で夕方までの保育を望んでいる方がいますが、アンケートなどで保護者たちの実情を把握して対応を検討する考えはありますか。

東小学校と西小学校にある学童保育所について伺います。

平日の開設の時間帯と土曜日の開設の時間帯は。

それぞれの利用者と支援員の人数は。

支援員の処遇は、2017年度に人事院勧告が出されていますが、改善されていますか。

また、どのような待遇になっていますか。

国は、2016年度から施設整備費の補助率のかさ上げを継続しています。

町はこれらを使い、生徒と支援員にとって、今以上に居心地の良い環境を提供する考えはありませんか。

土曜の開設を夕方までにして、学習支援事業も含めて多様な取り組みを実施する計画はありますか。国は、学習支援事業の経費として2018年度は前年度比12億円増の47億円計上しています。

次世代を全力で、育み、子育て世帯を支援していくことは、我々の仕事だと思います。今その時を逃してはならない仕事ですので、子どもたちにとっても住んでよかったと思える町になるように町は今、何をすべきと考えていますか。

答弁を求めます。



**【答 弁】**

**町 長：**

町の子ども・子育て世帯への取組みについて、20項目のご質問であります。

1項めは、平日の早朝と夕方の保育時間の延長はどのくらいですか、についてであります。

現在の岩内町保育所条例施行規則が施行されました、昭和46年の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までであり、現在の各保育所における保育時間が、午前8時から午後6時までとなっておりますので、当時の保育時間と比較し、早朝が30分、夕方が1時間30分の延長となっております。

2項めは、時間延長のための職員の勤務時間への取組みは、についてであります。

平成29年度における保育時間の延長に際しては、30分の時間延長に対応するため、新たな5つの勤務体系により対応しているところであり、この勤務体系については、現に勤務することとなる保育士との協議も経た中で、決定に至ったものであります。

3項めは、それぞれの保育所の職員と臨時保育士の人数は、についてであります。東山保育所は、職員7名で、うち1名が休職中であり、この代替を含め臨時保育士2名となっております。

中央保育所は、職員7名で、うち1名が産前産後休暇中であり、この代替を含め臨時保育士2名となっております。

西保育所は、職員9名で、臨時保育士が2名となっております。

4項めは、それぞれの臨時保育士さんの保育士資格はありますか、についてであります。本町において採用している保育士については、全員、保育士資格を有しております。

5項めは、職員の給与の平均額と臨時保育士さんの給与の平均額は、についてであります。

各保育所に配置しております保育士、臨時保育士につきましては、年齢構成や経験年数等により、それぞれ給料及び賃金が異なるため、保育士の平均年齢の者と、その者に一番近い年齢の臨時保育士の比較とし、また、臨時保育士につきましては、日額での雇用契約をしているため、月額に換算した額とし、それぞれの平成29年10月の月額給与では、保育士が、26万2,300円、臨時保育士が、18万9,630円となっております。

6項めは、保育士や臨時保育士への研修はどのように行われていますか、についてであります。

保育士への研修につきましては、毎年度、他市町村で実施される、保育士専門研修会や、全道保育士研究会集会などに、出張のための予算を計上したうえで、各種研修会に参加しており、平成29年度では、22回の研修会等に、延べ42名参加する見込みとなっているほか、町内において、保育所自らが主催し、各保育所に配置している保育士向けの外部講師を招いた研修会を実施しているところであり、

7項めは、土曜交流保育について、時間帯は何時から何時までですか、についてであります。

中央保育所において実施しております、土曜交流保育の時間帯につきましては、午前8時30分から午後0時45分までとなっております。

8項めは、この保育を利用している平均の人数は、についてであります。

平成29年における、平均利用人数につきましては、9.7名となっております。

9項めは、職員と臨時保育士さんの人数は、についてであります。

土曜交流保育において対応する職員数につきましては、利用予定の3歳未満児の人数等により変動がありますが、基本的な配置人員を2名以上としており、うち1名以上を職員が対応することとしております。

10項めは、この保育を利用している保護者は、どのような職業が多いですか、についてであります。

土曜交流保育を利用している保護者の職業につきましては、土木建築会社や病院等に勤務している方、また自営業の方が多く状況となっております。

11項めは、土曜日が休みの保護者は、3ヶ所の保育所では、およそ何世帯いますか、についてであります。3保育所合わせて、およそ65世帯となっております。

12項めは、迎えができないために土曜保育の利用をしていない保護者はいますか、についてであります。

土曜交流保育につきましては、あくまで利用を希望し、申し込みを行った世帯に提供しているものであることから、迎えの理由により利用をしていない保護者の有無については、把握しておりません。

13項めは、土曜保育の利用者でも、夕方までは他の方々に頼んでいる保護者はいますか、についてであります。3保育所合わせて、5世帯と把握しております。

14項めは、アンケートなどで保護者たちの実情を把握して、対応を検討する考えはありますか、についてであります。

各保育所においては、保護者の方々から、土曜交流保育の時間延長を希望する意見が、ほぼ聞こえていない状況であることから、現時点においては、アンケート等の実施による、検討の予定はありません。

15項めの、学童保育所について、平日の開設の時間帯と土曜日の開設の時間帯は、と、19項めの土曜の開設を夕方までにして、学習支援事業も含めて多様な取り組みを実施する計画はありますか、については関連がありますので、合わせてお答えいたします。

東小学校、西小学校ともに、開設時間につきましては、平日が、学業終了後から午後6時まで、土曜日が、午前8時30分から午後5時までとなっております。

この開設時間においては、町の学童保育事業実施要領の目的である、遊びを主とした育成指導活動を実施しており、その中で宿題を行う時間や、学習を希望する児童への指導などを行っているところでありますが、今後においても、保護者や児童本人の意向や、小学校における担任との連絡事項等も踏まえた中で、本事業を実施してまいりたいと考えております。

16項めは、それぞれの利用者と支援員の人数は、についてであります。

平成30年2月時点における利用者数は、東小学校、59名、西小学校、50名であり、支援員の人数につきましては、東小学校が、支援員4名、西小学校が、支援員3名と補助員1名となっております。

17項めは、支援員の処遇は、2017年度に人事院勧告が出されていますが、改善されていますか、また、どのような待遇になっていますか、についてであります。

放課後児童対策事業における、支援員、補助員の処遇につきましては、町の給与条例における職員の行政職給料表を参考として定めている、臨時職員等賃金表により賃金を支給していることから、基本的に人事院勧告については、反映しているものと判断しております。

また、待遇につきましては、支援員、補助員との労働契約において、臨時職員等賃金表に基づく賃金のほか、通勤手当の支給や、社会保険への加入などについて定めております。

18項めは、生徒と支援員にとって、今以上に居心地の良い環境を提供する考えはありますか、についてであります。

2016年度より補助率のかさ上げを継続している、国の子ども・子育て支援整備交付金につきましては、その学童保育所が、小学校の教室が活用可能な場合、交付対象とはならないため、本交付金を活用した整備の予定はないものであります。

20項めは、子どもたちにとっても住んでよかったと思える町になるように、町は今、何をすべきと考えていますか、についてであります。

地域で、安心して子どもを生み、育てることのできる社会環境の整備は、国及び地方公共団体が一丸となり、社会全体で取り組まなければならない重要課題であると考えており、そういった中において、町としては、岩内町子ども・子育て支援事業計画に掲げた、地域子ども・子育て支援事業の充実や、関連施策の推進を図っていくことが重要であると考えております。

## < 再 質 問 >

保育士資格を有していても、職員と臨時保育士とでは月額約7万円の差額があります。勤務内容などどのような違いがありますか。

土曜交流保育について、時間帯が午前8時30分から午後0時45分までで、それを利用されている方々の保護者が土木建築会社や病院などに勤務している方、または自営業の方で、夕方まで他の方々に保育を頼んでいる方が5世帯と把握しているとのこと、これらの状況を考えれば、土曜交流保育を夕方まで延長してほしい保護者は少なからずいるはずですので、時間延長を希望する意見がほぼ聞こえていない状況とはいえ、時間延長を希望する意見を聞き取るために、なんらかの方法で実情を把握し、対応すべきではないのですか。

学童保育所は、国の子ども、子育て支援整備交付金の対象とはならないとしていますが、東校、西校利用の学童保育所の整備は必要ではありませんか。この交付金を利用するには、どのような条件が必要ですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

町の子ども・子育て世帯への取組みについて、2項目のご質問であります。

1項めは、土曜交流保育について、時間延長を希望する意見を聞き取るため、何らかの方法で実情を把握し、対応すべきではないですか、についてであります。

土曜交流保育の時間延長にかかるアンケート等の実施による検討の予定は、現時点においてはありませんが、今後において、保護者等からの要望の状況によりましては、保護者等の意見を聞く方策を検討してまいりたいと考えております。

2項めは、学童保育所について、国の交付金を利用するにはどのような条件が必要ですか、についてであります。

本交付金にかかる国からの通知においては、放課後児童クラブの創設及び改築、拡張並びに大規模修繕を行う場合の取扱いについて記載されておりますが、この要件としては、小学校の余裕教室等の活用が困難であることや、待機児童が既に発生している又は当該施設を整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること、定員増を伴う整備であることなどとなっており、いずれの場合においても、現在、町が実施している学童保育所の整備に対しては、必要な要件を満たしていないことから、交付対象とはならないものであります。

## ＜ 再々質問 ＞

土曜交流保育の時間延長は、保護者の実情に即した対応ができるように、保護者にとって日々切実な問題ですので、早急に保護者の意見を聞き、数カ月以内に対策を検討し、実現していただきたい。

学童保育所は、国の子ども、子育て支援整備交付金の対象とは現状ではありませんが、子どもたちにとっては大切な施設です。支援員や子どもたち、保護者の声を聞き、改修や修繕を行っていただきたいと要望いたします。

※町の子ども・子育て世帯への取組みについての再々質問については、要望があるため、町長答弁はしていません。

#### 4 教育行政執行方針に掲げる9年生の小中一貫校教育では事態の解決ではなくむしろいじめ不登校事態の悪化を招く

町は新年度予算で義務教育学校調査事業として業務委託料80万円を計上し、教育行政執行方針では小中学校9年間を通じた教育課程の編成と実施など地域の実情に応じた小中一貫教育の導入に向けた取組等を推進と掲げています。

地域の実情に応じた導入とは町の義務教育行政の実情をどのように考えての執行方針なのか。

本町における教育の諸課題への方策として協議・検討を行うとしていますが、本町における教育の諸課題とはどのような課題を持っていると考えているのか。

2015年6月に学校教育法が改正され、その根拠となる第38条は、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができると改正された。

学校教育法が改正されて2年数ヶ月たち後志管内でも移行の旗を揚げた町村がないのになぜ義務教育学校設置へ導入に向けて推進なのか。

ただし書きで、代えることができるとしたもので第38条に基づいて義務教育学校へ移行するかどうかは誰がどのように判断をするのか。

社会文教委員会の説明では、義務教育校にした場合、中1になった時に新しい環境での学習や生活にうまく適応できず不登校やいじめなど生徒の問題行動が増える。中1ギャップの解決策にとメリットを挙げていましたが、各小・中学校の不登校児・いじめとの対策と取り組みはどのように対応してきたのか。

この取り組みの中で小中一貫教育が有効と教職員が考えているのか。

不登校・いじめなどが少なく学校運営がうまくいっているところは、学校の中での交流や友達同士の交流が盛んで教師がひとりひとりの子どもをよく見ていると認める。問題を抱えていることも含めて認めて一緒になって何とかしようと取り組んでいる学校はうまくいっている。

昔はそういう教師が多かったが、今は中学校段階では教師が多忙のため仕事が増え困難になっている。困難校への手立ては加配が一番有効。

中学校での不登校件数が多いのは学力・進学競争や管理教育による面が大きい。小中一貫校になればいじめ・不登校への対応ではむしろ事態の悪化を招くと藤田英典共栄大学副学長が参院文教科学委員会で参考人として意見陳述をしています。

中1ギャップやいじめへの対応は子供にしっかり向き合う事と多忙な教員の仕事を軽くする加配などの取り組みではないのか。

昨年10月、社会文教委員会の視察で、3・11津波被災地岩手県大槌町、大槌町立大槌学園を視察。

東日本大震災により被災した3小学校と1中学校に老朽化していた1小学校も併せて小中一貫義務教育校に移行した。

生徒数627名、教職員68名で学校経営。

伝達方法は、月1回の職員会議と電子黒板による日程確認で伝達。

管理職会議は毎朝、各クラスにある電子黒板で内容をクラスに伝える。

会議は少ないと学園長から案内・説明を受けました。

教員数があまりにも多く、職員会議はもちろん、情報や問題意識の共有ができない。

各教員へはクラスにある電子掲示板や職員室入り口に設置されている電子掲示板で会議の内容を確認。職員同士の話し合いは少ないなど大規模校の問題が明らかになりました。

予算説明では新しく建設する学校の概算工事費・面積調査などを検討していますが、岩内町の平成29年度の生徒数は、東小289名、西小221名、小学校計510名、一中156名、二中129名、中学校計285名、全体で計795名の大規模小中一貫校になります。

多忙な教師がひとりひとりの子どもをよく見て、問題を抱えていることを含めて認めて一緒になって何とかしようとする取り組みが中1ギャップを解決に導くのであって大規模小中一貫校ではこうした子供たちに向き合った教育が実践されると考えているのですか。

小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（4）義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分3では、教育課程の特例を活用して小学校高学年段階から独自の教科を設け、当該教科が導入される学年を区切りとすること。

従来であれば中学校段階の教育の特徴とされてきた教科担任制や定期考査、生徒会活動、校則に基づく生徒指導、制服・部活動等を小学校高学年段階から導入して、この学年を区切りとすることが通知されているが、小学校高学年段階から独自の教科を設けたり、教科担任制や定期考査、生徒会活動、校則に基づく生徒指導、制服・部活動等を小学校高学年段階から導入することが教育上有効かつ適切であると教育長は考えるのか。

社会文教委員会の説明では義務教育学校の実現性について学校関係者で組織する検討委員会を設置して協議検討を行っていくとしています。

下村文部科学大臣は子供たちにとってより良い教育環境を整備するという教育的見地を中心に据え、地域住民や保護者とビジョンを共有しつつ検討すべきものと答えています。

どのような検討委員会を構成し検討・協議を行うのですか。

教育関係者だけで、地域住民や保護者などは委員会構成のメンバーに入らないのですか。

総務省は2014年4月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう総務大臣名で地方公共団体に要請しています。

この中に学校も含まれていますが岩内町ではどのような管理計画を策定していますか。

平成19年度から各学校施設の耐震診断・設計・改修工事が行われました。

東小学校は3,572万円、中央小学校は6,477万円、西小学校は2,710万円、一中7,643万円、二中1億2,495万円と総額3億2,897万円、工事監理を併せると約3億7,462万円を耐震工事に予算を執行しています。

平成23年度からは各学校で給食用小荷物専用昇降機の改修、体育館床改修、給水設備改修、地下貯蔵タンク改修、グラウンド改修整備、給湯設備改修などそれぞれ順次取り組んでいますがこの各学校の施設に係った改修費はそれぞれいくらになるのか。

また、この改修によって施設の長寿命化計画ではこれから何年使用できると推計できるのか。



小中一貫校で新規に建て替えた場合、残った校舎はどのような用途を考えているのか。

通い慣れ親しんだ学びの校舎、卒業生たちがいつでも安心して母校に立ち寄る環境を残しておくことが地域のコミュニティを守る事につながるのではないのか。

地域や子ども、親達の歴史を紡いできた学校の廃校は、校舎だけの損失ではないと思うがいかがですか。

現在小中4学校経営で岩内町に入ってくる地方交付税と一貫校1校で経営した場合に入ってくる地方交付税ではどのような差が出るのか。

また、町の学校経営への影響は。

下村文部科学大臣は、改定教育法に関してこの法案は統廃合と関係している法案では全くございません。少子化に対応した活力ある学校づくりの選択について丁寧に周知して最終的にはその設置主体、自治体が考える事、地域住民と保護者がビジョンを共有し検討する、これは文部科学省のスタンスと答えています。

地域住民には 統廃合といえれば後ろ向きだが、一貫校設置といえれば前向きに受け止めてもらえ反対運動を抑えて設置したという地域もあります。

各地で進められている小中一貫校の導入の多くは、学校の統廃合計画に伴うものです。

岩内町での導入は統廃合を進めるための方策ではないのか。

下村文部科学大臣は過大規模校では生徒の個性や行動を把握しづらく、問題行動が発生しやすくなることが考えられると答えています。

学校教育法が改正され、その根拠となる第38条はただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置を持ってこれに変えることができるであり、教育上有益かつ適切でないときは認めないものです。

学校は子どもたちの成長と発達を支えるためにこそ存在します。小中一貫義務教育学校への前のめりな推進ではなく、少人数学級実現など教育環境の整備を行い、ひとりひとりの子どもに寄り添う教育こそが求められていると考えますがいかがですか。

以上、答弁を求めます。

**【答 弁】**

**教育長：**

教育行政執行方針に掲げる9年生の小中一貫校教育では事態の解決ではなく、むしろいじめ不登校事態の悪化を招くについて、16項目にわたるご質問であります。

1項めは、地域の実情に応じた導入とは、町の義務教育行政の実情をどのように考えての執行方針なのか、についてであります。

教育行政執行方針にあります、地域の実情に応じたは、現在、西小学校と第二中学校において、取り組んでいる小中一貫教育支援事業についての地域の実情のことであり、これは、乗り入れ授業の方法、統一した生活規律、各教科の教育課程の策定などについて、実情に応じ編成するというものであります。

2項めは、本町における教育の諸課題への方策として協議・検討を行うとしていますが、本町における教育の諸課題とはどのような課題を持っていると考えているのかについてであります。

本町における教育の諸課題といたしましては、学力の向上関係では、9年間を見据えた中で、統一した指導ができる学校体制の確立。

家庭学習関係では、保護者が家庭教育を推進することのできる教育環境の構築。

問題行動関係では、児童生徒の情報を9年間で教員が共有し、その情報を最大限に活用できる学校体制の定着。

規範意識関係では、自主的に、生命の大切さや自他を認め合う気持ちを育成することができる学校体制の定着。新学習指導要領の、円滑な導入等の諸課題を持っております。

3項めは、学校教育法が改正されて2年数ヶ月たちましたが、なぜ、義務教育学校設置への導入に向けて、推進なのかについてであります。

学校教育における義務教育学校の位置付けといたしましては、小学校から中学校への円滑な接続を目指す小中連携教育があり、この中に9年間の系統的な教育を目指す、小中一貫教育が位置付けされ、小中一貫教育を実施する手法の一つとして、義務教育学校の制度が平成28年4月に創設されているところであります。

義務教育学校の根底となる、小中一貫教育の研究については、平成12年度に広島県で取り組みが開始されて以降、全国的な広がりを見せ、学習習慣の定着や学習意欲の向上、中1ギャップの緩和、いじめや不登校対策など、教育に関する諸課題を改善するために有効的な手段であるとの研究成果が発表されているところであります。

教育委員会では、こうした研究成果を調査する中で、義務教育学校の特性が、本町における種々の教育課題を解決するための、手法の一つであると考え、調査検討を進めているところであり、推進しているということではありません。

4項めは、学校教育法第38条に基づいて、義務教育学校へ移行するかどうかは、誰がどのように判断するのかについてであります。

学校教育法第38条において、市町村と規定されていることから、市町村長が教育上有益かつ適切であると認めるときに、設置できることとされております。

5項めは、各小・中学校の不登校児・いじめとの対策と取り組みはどのように対応してきたのか、この取り組みの中で小中一貫教育が有効と、教職員が考

えているのかについてであります。

不登校やいじめに関する取り組みといたしましては、児童生徒の個性を把握するための質問紙調査やいじめ調査を活用した問題行動の早期発見や早期対応をはじめ、電話連絡や家庭訪問による面談、スクールカウンセラーの活用など、個々に応じた取り組みに努めております。

しかしながら、本町においては、これらの取り組みを小中一貫教育に組み込んだ調査研究は行っていないことから、本町の教職員がこれらの取り組みの中で、小中一貫教育が有効と考えているのかは、現在のところ把握することはできません。

6項めは、中1ギャップやいじめへの対応は、子どもにしっかり向き合うことと、多忙な教員の仕事を軽くする、加配などの取り組みではないのかについてであります。

中1ギャップの解消やいじめへの対応については、教員がひとりひとりの子どもと向き合い、心に不安や悩みを抱えている子どもたちを早期に把握し、指導していくことが解決に導いていくために、極めて重要であると認識しております。

現在、学校では、授業中はもとより、休み時間においても、子どもたちとの遊びなどを通して、日常の観察を重視するとともに、北海道教育委員会が実施する、いじめの把握のためのアンケート調査により、いじめの実態の早期発見に努めているほか、児童生徒をより深く理解し、児童生徒の状況を、発達の段階に応じて把握する質問紙調査を行っており、日常観察では把握しきれない、児童生徒の小さなサインに気付くことができるよう、学校一丸となり取り組んでいるところであります。

また、教育委員会における教員の負担軽減となる、取り組みとしては、複数の加配教員の配置や、給食費等の口座振替の実施による事務負担の軽減、平成30年度予算では、老朽化した校務用パソコンの入替を行い、校務環境の改善を図り、教員の業務軽減に繋がる取り組みを、進めているところであります。

7項めは、多忙な教師がひとりひとりの子どもをよく見て、問題を抱えていることも含めて、一緒になって何かしようと取り組むことが中1ギャップを解決に導くのであって、大規模小中一貫校でこうした子どもたちに向き合った教育が実践されると考えているのですかについてであります。

現在、本町における教育の諸課題への方策として、調査検討を行っている、義務教育学校の先進地の事例の1つとしては、9年間を同じ校舎で学ぶことにより、多様な異学年交流が幅広く可能になることから、上級生がリーダーとしての自覚を高めたり、下級生が上級生に対して、あこがれの気持ちを持ったりするなど、児童生徒の多様な成長も期待できるとの取り組み成果もあげられております。

また、小学校と中学校の区切りを解消し、義務教育開始時の早い段階から中学生と触れあえ、学校が変わることのストレスがなくなることから、中1ギャップの解消に繋がるとの事例が発表されています。

しかし、これらはいくまでも他の自治体の事例であり、今後、本町の子どもたちに即した、より良い教育環境の実現に向けた方策として、これから立ち上げる検討委員会等で、熟議していくべきと考えております。

ご指摘のとおり、ひとりひとりの子どもをよく見て問題を抱えていることも含めて、一緒になって何かしようと取り組むことが大切であり、また、子ども

達に真摯に向き合い、健やかな成長を育むことが、学校の形態にかかわらず、取り組まれるべきものと考えております。

8項めは、小学校高学年段階から独自の教科を設けたり、教科担任制や定期考査、生徒会活動、校則に基づく生徒指導、制服・部活動等を小学校高学年段階から導入することが教育上有益かつ適切であると教育長は考えるのかに、ついてであります。

現在、西小学校と第二中学校において、北海道の小中一貫教育支援事業の指定を受け、中学校教師による乗り入れ授業や小学生が中学校に登校し、中学校の先生による授業や生徒の交流など、岩内町の実情に応じた、小中一貫教育の導入に向けた研究を進めております。

これらの成果を踏まえるほか、今後立ち上げる検討委員会により、本町における教育の諸課題を熟議していく中で、義務教育学校を導入することが、教育上有益かつ適切であるかを判断していくべきものと考えております。

9項めは、どのような検討委員会を構成し、検討・協議を行うのですか、教育関係者だけで、地域住民や保護者などは委員会構成のメンバーに入らないのですかについてであります。

義務教育学校の実現性について、協議検討を行う検討委員会の設置については、平成30年度に立ち上げを予定しており、構成メンバーについては、教育関係者のほか、地域住民の方や保護者の方などを構成メンバーに含め、様々な見地から熟議していける体制が必要であると考えております。

なお、様々な部会構成が必要であると考えておりますが、先進地の事例を踏まえ、現在、どのような部会を設置すべきか検討している段階であります。

10項めは、町の公共施設等管理計画の中で、学校についてはどのような計画を策定していますかについてであります。

岩内町においては、平成28年12月に公共施設等総合管理計画を策定しており、学校施設に関する基本方針としましては、長期的な視点による効率的な維持管理を行い、トータルコストの削減に努めること。

また、学校規模の状況、児童・生徒の減少の動向、適正な学校区の設定等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進することとしております。

11項めは、平成23年度からの、各学校での施設に係った改修費は、それぞれいくらになるか、また、この改修によって施設の長寿命化計画では、これから何年使用できると推計できるのかに、ついてであります。

平成23年度から平成29年度までの各学校の改修費は、東小学校が8千532万2千円、西小学校が1億9千235万1千円、第一中学校が7千464万2千円、第二中学校が1億401万9千円であります。

各学校においては、老朽化が進行していることから、計画的に改修工事を行い、施設の維持管理に努めているのが現状であり、長寿命化計画については、現在のところ策定しておりませんが、平成32年度までには策定することとしております。

12項めの、小中一貫校で新規に立て替えた場合、残った校舎はどのような用途を考えているのかと、13項めの、通り慣れ親しんだ学びの校舎、卒業生たちがいつでも安心して、母校に立ち寄る環境を残しておくことが、地域のコミュニティを守る事につながるのではないかと、地域や子ども、親達の歴史を紡いできた学校の廃校は、校舎だけの損失ではないと思うがいかにかについては、

関連がありますので、あわせてお答えいたします。

新規に学校を立て替えた場合に関する、残った校舎の用途やその校舎に対する地域の思い、地域コミュニティの保守等も含めた、具体の方向性等につきましては、大変重要なことと考えており、検討委員会をはじめ、様々な部会や関連する担当等と、慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

14項めは、現在小中4学校経営で、岩内町に入ってくる地方交付税と、一貫校1校で経営した場合に入ってくる地方交付税ではどのような差が出るのか、また、町の学校経営への影響はについてであります。

学校経営に伴う地方交付税の、基準財政需要額の算定につきましては、児童数や学級数、学校数により変動することから、正確な数字を算出することは困難であります。現段階で数値を固定することが可能な学校数に関する、基準財政需要額で申しますと、平成29年度を基準とした場合、学校4校と1校では、約2,600万円の差が出ると考えられます。

また、これによる、学校経営への影響につきましては、1校になった場合の学校管理費等の積算については算出しておりません。

しかしながら、検討委員会において、検討していく判断材料の一つとして、これらの数値については必要と考えられますので、将来の状況を想定する中で、算定してまいりたいと考えております。

15項めは、地域住民には統廃合といえれば後ろ向きだが、一貫校設置といえれば前向きに受け止められ、反対運動を抑えて設置したという地域もあります。小中一貫校の導入は、統廃合を進めるための、方策ではないのかについてであります。

将来の町づくりを担う子どもたちを、どのように育成していくかを真剣に考え、新しいシステムである、義務教育学校の調査検討を進めるものであり、また、地域と一体になった学校づくりを進める、教育の実現を図るため、学校教育の在り方について、根底から改めて検討するというものであります。

16項めは、小中一貫義務教育学校への、前のめりな推進ではなく、少人数学級実現など教育環境の整備を行い、ひとりひとりの子どもに寄り添う教育こそが求められていると考えますがいかがですかについてであります。

現在におきましても、学校においては、ひとりひとりの子どもに寄り添うことを考えて教育を進めており、現段階においては、あくまでも協議検討を行うということであり、前のめりな推進という立場にあるものではありません。

義務教育学校については、平成29年度において、先進地視察、情報収集などの調査・検討を行い、平成30年度においては、教育行政執行方針で述べましたとおり、その実現性について協議・検討を行うとしております。

義務教育学校については、新しい制度であることから、議員が懸念されるいじめや不登校、中1ギャップなどの問題を含め、検討委員会においては、あらゆる角度からの議論が必要であり、十分な調査検討を重ねていくことが、大変重要と認識しております。

いずれにいたしましても、子供たちのことを第一に考える中で、学校、家庭、そして地域がより一層の連携を図ることができる学校づくりに向けて取り組んで参ります。

## < 再 質 問 >

教育行政について、中1ギャップの解決に、多様な異学年交流が幅広く可能になり、早い段階から中学生とふれあう、中1ギャップの解消につながる事例が発表されていると、あくまでも、他の自治体の事例としたが、協議、検討を行う検討委員会の設置は、先進地の事例を踏まえ検討というが、下村文科相は地域住民や保護者とビジョンを共有しつつ検討するべきであります。こうした検討委員会の設置内容になるのですね。文部科学省の国立教育政策研究所が出している生徒指導リーフ、中1ギャップの真実、中1ギャップの言葉は、いわゆる問題行動等の調査の結果を学年別にみると、小6から中1でいじめや不登校の数が急増するようにみえることから使われはじめ、今では小中学校間の接続の問題全般に便利に用いられていますと指摘しています。中1ギャップという言葉は、明確な定義はなく、その前提となっている事実認識も客観的な事実とは言い切れない。中1ギャップに限らず、便利な用語を安易に用いることで思考を停止し、根拠を確認しないままの議論を進めたり広めたりしてはならない。こういうふうに、文部科学省国立教育政策研究所が出している生徒指導リーフに書かれています。解決法としては、安易な表現に振り回されることなく、自分の中学校区が抱える地域・家庭・児童生徒の課題を見据え、教師や学校が取り組むべき課題を見極める、これが解決法ではと書かれております。

最後、耐震や改修で8億3,095万円予算を執行します。学校教育のあり方は、一貫校ではなく、改修した校舎で少人数でしっかりひとりひとりに向き合う教育が必要だと思いますがいかがですか。

以上、答弁を求めます。

**【答 弁】**

**教育長：**

教育行政執行方針に関する、3項目にわたる再質問については、私からお答えします。

1項目は、検討委員会の設置内容についてであります。

検討委員会の設置内容につきましては、教育関係者、地域住民や保護者と情報や方向性など共有する中で、協議検討を進めて参ります。

2項目は、安易な表現に振り回されることなく、自分の中学校区が抱える地域・家庭・児童生徒の課題を見据え、教師や学校が取り組むべき課題を見極めると指導することが、解決方法ではありませんかについてであります。

教育委員会といたしましても、ひとりひとりの子どもをよく見て問題を抱えていることも含めて、一緒になって何かしようとする取り組みが大切であると認識していることから、学校と家庭、地域が一体となった学校教育の在り方を改めて検討してまいります。

3項目は、学校教育のあり方は、一貫校ではなく、改修した校舎で少人数でしっかり一人一人に向き合う教育が必要ではないかについてであります。

ひとりひとりに向き合う教育が必要ではありますが、あらゆる見地から総合的に検討委員会の中で今後検討を進めてまいります。

## < 再々質問 >

あくまでも協議、検討を行うことであり、前のめりな推進という立場にあるものではないとしました。自分の中学校区が抱える地域・家庭・児童生徒の問題を見据え、教師や学校が取り組むべき課題を見極め、学校経営を進めることが、文部科学省の生徒指導リーフであり、こうした方向性を困難校への手立ては加配が一番有効との指摘をしっかりと受け止めて対応していただきたいと指摘しておきます。

**※教育行政執行方針に掲げる9年生の小中一貫校教育では事態の解決ではなくむしろいじめ不登校事態の悪化を招くの再々質問については、指摘であるため、教育長答弁はしておりません。**